

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
5月28日
(火曜日)

目次

- 告示
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………三
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………三
- 監査告示
外部監査人の補助者の氏名等……………四



山口県告示第二百十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一	区域	光市
二	検査の期日、場所等	
期	日	時
	間	場
		所

平成二五、	八、	一九	午前一〇時三〇分から正午 まで及び午後一時から午後 三時まで	光市立室積公民館
〃	〃	二〇	〃	光市立浅江公民館
〃	〃	二一	午前一〇時から午前一〇時 三〇分まで	光市立塩田公民館
〃	〃	〃	午前一時から正午まで及 び午後一時から午後三時ま で	光市立三島公民館
〃	〃	二二	午前一〇時三〇分から正午 まで及び午後一時から午後 二時まで	ナイスケアまほろば
〃	〃	二三	午後二時三〇分から午後三 時まで	光市立周防公民館
〃	〃	二三	午前一〇時三〇分から正午 まで及び午後一時から午後 三時まで	光市役所

平成二十五年八月二十六日から同年十月三十一日までは、山口県計量検定所におい
て実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
平成二十五年十月三日から同年十二月二十日まで

四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

一	区域	熊毛郡
二	検査の期日、場所等	
期	日	時
	間	場
		所

平成二五、 九、 三 午前一〇時から午前一〇時
五〇分まで 田布施町城南公民館

〃 〃 〃 午前一一時二〇分から正午
まで 田布施町麻郷公民館

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後四
時三〇分まで 田布施町西田布施公民館

〃 〃 〃 午前九時から午前一〇時ま
で 平生町中央公民館

〃 〃 〃 午前一〇時三〇分から午前
一一時三〇分まで 平生町菅根公民館

〃 〃 〃 午後一時から午後三時まで
 平生町佐賀公民館

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで
 上関町立中央公民館

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時まで 周南市富田東地区コミュニティセンター

〃 〃 〃 二二 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 周南市新南陽体育館

〃 〃 〃 二三 午前一〇時から午前一一時三〇分まで 周南市菊川支所

〃 〃 〃 二四 午後一時から午後三時まで 周南市今宿公民館

〃 〃 〃 二四 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 〃

〃 〃 〃 一一、一 午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 周南市新南陽球場

〃 〃 〃 五 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 周南市野球場

〃 〃 〃 八 〃 〃 平成二十五年十一月十一日から同年十二月二十七日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間 平成二十五年十月三日から同年十二月二十日まで

四 指定定期検査機関の名称 一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年五月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

土地改良区の名称	認可年月日
下関市吉見土地改良区	平成二五、五、一七
下関市豊田町土地改良区	〃



(二五四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年七月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日 平成二十五年五月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人山口県病院脳神経外科医ネットワーク

代表者の氏名 山下 哲男

主たる事務所の所在地 宇部市野中五丁目一番五七―二号

(二五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十二月二十八日山口県公告(六一七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年五月二十八日から同年六月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ハイパーモールメルクス宇部 所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年一月十一日山口県公告(八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年五月二十八日から同年六月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゲオ下松店・ウォンツ下松桜町店

所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年一月十一日山口県公告(九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年五月二十八日から同年六月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゲオ下松店・ウォンツ下松桜町店

所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十五年五月二十八日

山口県監査委員

氏名	住所	期間
水谷 芳昭	下松市旗岡五丁目六番二七号	平成二十五年五月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	〃
古林 照己	下松市北斗町三番一〇三〇号	〃
品川 充洋	岩国市今津町四丁目一六番五一三〇二号	〃
森永 晃仁	光市虹ヶ浜三丁目一番二〇一五〇三号	〃
河口 雅邦	宇部市大字東須恵六五三の六	〃
寺田 寛	山口市宮野下七九の四	〃

平成二十五年五月二十八日印刷
平成二十五年五月二十八日発行

発行人

山口県庁
山口県知事